

主要国の地方税財政制度の概要
(イギリス・ドイツ・フランス・アメリカ)

2001年6月

財務省財務総合政策研究所

本報告書内容や意見は全て執筆者個人に属し、財務省あるいは財務総合政策研究所の公式見解を示すものではない。

本報告書は、イギリス、ドイツ、フランス、アメリカの地方税財政制度のポイントとなる点をまとめたものである。各国の地方税財政制度の詳細については、別冊の「主要国の地方税財政制度」を参照いただきたい。

なお、連邦制の国であるドイツおよびアメリカについては、州も含めて記述している。

目 次

第1章 イギリスの地方税財政制度の概要	2
第2章 ドイツの地方税財政制度の概要	14
第3章 フランスの地方税財政制度の概要	26
第4章 アメリカの地方税財政制度の概要	38

研究体制および執筆担当者

柴田 敬司 財務省財務総合政策研究所研究部主任研究官（総括、フランス）
近藤 賢治 財務省財務総合政策研究所研究部研究員（イギリス）
大和田雅英 財務省財務総合政策研究所研究部研究員（ドイツ）
美作 達郎 財務省財務総合政策研究所研究部研究員（フランス）
江南 喜成 財務省財務総合政策研究所研究部研究員（アメリカ）

第1章 イギリスの地方税財政制度の概要

(1) 地方税制度

イギリス地方税制度の最大の特徴は、地域住民の受益と負担の関係が非常に明確なことである。以下に主な特徴を挙げる。

選挙権のない法人に対する地方税目は廃止

イギリスの地方税目は、居住用資産の価格に対して課税されるカウンシル税 (Council Tax : 表1、表2参照) しか存在しない。

かつては、事業用の不動産に対して課税する事業用レート (Non-Domestic Rates) という地方税目が存在したが、選挙権のない法人への課税が、受益と負担の関係を弱めているとして、1990年に国税化され、徴税額が地方自治体の人口比で分配される交付金制度に変更された。

このため、現在は、法人に対する地方税はなく、税収の全てが選挙権をもつ住民によって負担されている。

効率化や浪費は地方税率にダイレクトに反映

カウンシル税は、居住用資産をその評価額に応じてAからHまでの8つの価格帯に分類し、価格帯ごとに税率を定める方式 (Banding System) が採用されている。

これには、法定の標準税率や制限税率はなく、地方自治体は、基本的には自由に、基準価格帯であるD価格帯の税率を設定することができる¹。

しかし、地方自治体には、一般会計の収支尻を税率で調整する義務があり、地方税率は、歳出予算額から手数料や交付金・補助金収入等を控除した額 (所要税額) を満たすよう、逆算されなくてはならない。

地方税率の設定方法

$$\text{地方税率} = \text{所要税額} \div \text{課税資産数}^2$$

$$\text{所要税額} = \text{歳出予算額} - \text{手数料収入や交付金・補助金収入等}$$

¹ 各価格帯間の税率の比率は法定であり、D価格帯の税率が決定されれば、自動的に他の価格帯の税率も決定する。

² 課税資産数は、評価額の異なる各価格帯の資産数を、税率の価格帯間比率を用いて、全てD価格帯に換算したものをを用いている。

表1 カウンシル税の概要

課税標準	居住用資産の価格
納税義務者	居住用資産の占有者(占有者がいない場合は所有者)
税率	<ul style="list-style-type: none"> ・資産を評価額に応じてAからHまでの8つの価格帯に分類し、価格帯ごとに課税額が決定。 ・地方自治体は基準価格帯であるD価格帯の税額を決定 (法定の標準税率、制限税率はなし) ・D価格帯と、他の価格帯との税率の比率は法定
減免措置	<p>①割引制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家、セカンドハウス等占有者がいない場合は50%の減税 ・成人が一人しか居住しない場合は25%の減税 ・成人が二人以上居住している場合は、割引措置なし <p>②給付(還付)制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住者の所得水準により最大で100%の還付
資産評価	国(内国歳入庁評価局)が行なう。定期的再評価の規定なし。
徴税	地方自治体が行なう。

表2 カウンシル税の価格帯および税率決定方法

居住用資産の価格	価格帯	税率(定額)(£)	価格帯間比率
4万ポンド以下	A	565	6
4万ポンド超～5.2万ポンド以下	B	659	7
5.2万ポンド超～6.8万ポンド以下	C	753	8
6.8万ポンド超～8.8万ポンド以下	D	847	9
8.8万ポンド超～12万ポンド以下	E	1,035	11
12万ポンド超～16万ポンド以下	F	1,223	13
16万ポンド超～32万ポンド以下	G	1,412	15
32万ポンド超	H	1,694	18

この税率を地方議会で決定。
2000年度イングランド平均が847ポンド。

各価格帯間の税率の比率は法定。

(出典)Local Government Finance Act 1992(税率はDETRホームページのデータをもとに算定した。)

このため、地方歳出の増加は、増税によって地域住民に負担されることとなる一方、逆に効率化などで歳出削減に成功すれば、減税によって地域住民に恩恵が与えられる。

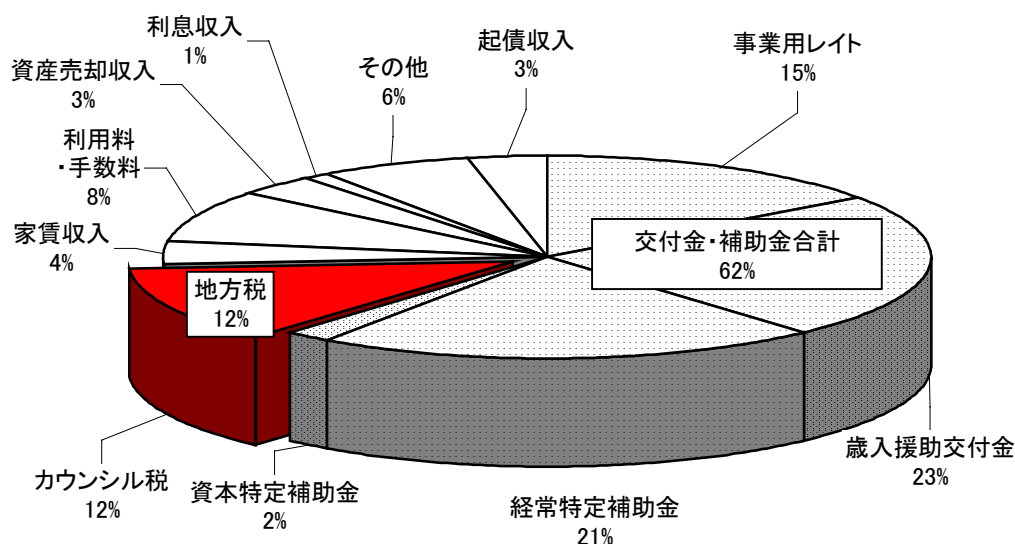
こうした制度により、地方自治体は、効率的な財政運営が行なわれているかを、地方税率の水準を通じて、常に納税者に監視されることになる。

税収依存度が低いことが、受益と負担の明確化に貢献

事業用レイトの国税化によって、地方歳入に占める税収の割合は大幅に低下し、図3の通り、現在はわずか12%にすぎない。このため、地方の交付金・補助金依存度は6割を超えている。

イギリスでは、政府が想定する標準支出までは、標準税収¹でカバーできるよう交付金が支給されるが、標準支出を超える歳出は、全てカウンスル税の超過課税を財

図3 地方歳入に占める地方税収の割合(1999年度:イングランド)



(出典)DETR「Local Government Financial Statistics」より作成

¹ 全国一律の税率で課税した場合のカウンスル税収。この税率は法定でなく政府によって毎期設定される。

源としなくてはならない。

このため、現在のようにカウンスル税収が歳入の1割程度しかない状況では、例えば、自治体が歳出を1%増やすと、税率は10%も上昇することになる。

このような歳出のわずかな増減の影響が、地方税率に拡大されて及ぼされる現象をギア効果（gearing effect）と呼んでいる。

ギア効果によって、地方自治体の歳出水準の差が、住民負担の格差として、より大きくあらわれている。

税率格差は最大で3.1倍

税率格差は、2000年度で、最大3.1倍にもなっており、隣の自治体との税率格差が倍以上というケースもめずらしくない。

こうした税率格差は、高税率を課すが行政サービスを充実させる自治体、行政サービスは低水準であっても低税率に抑える自治体など、自治体間の方針の違いが、反映されたものである。

イギリスでは、地方行政サービスの費用は、その受益者で負担するという考えが定着しており、歳出方針の差による税率格差は、一般に容認されているようである。

この結果、地方自治体の納税者に対する説明責任（Accountability）は、非常に重いものとなっている。

高税率への歯止め措置

カウンスル税には、法定の標準税率¹や制限税率が無く、地方自治体は原則として自由に税率を設定できる。

しかし、極端な増税から納税者を守るために、政府は、個々の地方自治体に対して税率制限を行なう権利を有しており、この場合、地方自治体は、税率を新たに設定し直し、それに見合うよう歳出を削減して、収支を均衡させなくてはならない。

政府による税率制限は、地方の説明責任を低下させるものとしての批判があり、近年、この権利は行使されていないが、現政権は、極端な増税の可能性を考慮して、今後ともこの権利を留保し続ける見解を示している。

¹ 交付金の算定に用いられる全国一律の税率は、毎期、政府により政策的に決定されている。

(2) 一般交付金制度

歳入に占める地方税収入の割合が低いことから、中央政府からの交付金・補助金は、地方歳入の62%にも達している。

交付金・補助金は、2種の一般交付金（歳入援助交付金と事業用レイト）と特定補助金からなっており、その構成比は図4の通りとなっている。

財政調整の考え方

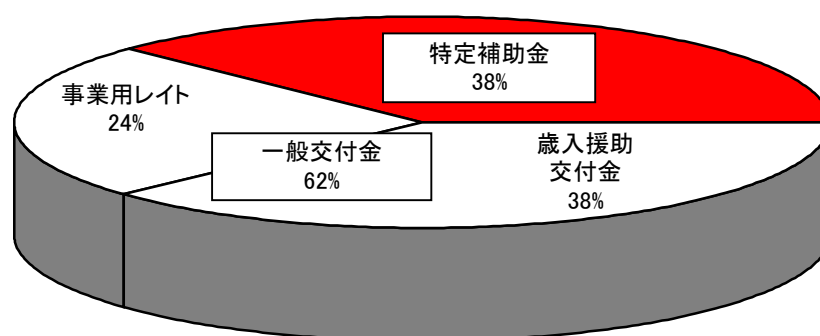
これまで述べたように、イギリスでは、行政サービスの水準の差によって発生する税率格差は、受益者負担の観点から、広く一般に受け入れられている。

しかし、税源の偏在や特殊需要の存在などの、地域特性による税率格差については、地域間の公平性を損なうものとして、一般交付金による調整が必要とされている。

財政調整の方法

イギリスの一般交付金は、事業用レイト（NDR：Non-Domestic Rates）と歳入援助交付金（RSG：Revenue Support Grant）の2種類が存在し、それぞれ、各自治

図4 交付金・補助金の構成(1998年度:イングランド)



(出典)DETR「Local Government Financial Statistics」より作成

体への配分方法が以下のように異なっている。

事業用レイト（人口比で配分）

事業用レイトは、事業者に対する資産税で、かつては地方税であったが、1990年に国税化された。これは、徴税額が、国庫に納められたのち、地方自治体に人口比で配分されるものである。

地方税であった当時は、税源が首都圏の自治体に集中していることから歳入格差の要因の一つとなっていたが、現在は逆に、人口一人当たり同額を配分する制度となったことで、地方歳入の均等化に貢献している。

歳入援助交付金（歳入歳出差額補填）

歳入援助交付金は、地方自治体の標準支出査定額から事業用レイト分配額と標準カウンスル税を控除した額を、各自治体に配分するものである。

$$\text{歳入援助交付金} = \text{標準支出査定額} - \text{事業用レイト} - \text{標準カウンスル税}$$

標準カウンスル税とは、全国一律の税率でのカウンスル税収入を示したもので、この税率は法定ではなく、政府によって毎年度、政策決定される。

標準支出査定額とは、地方自治体の標準的な行政需要を政府が設定したもので、過去の歳出動向を考慮して策定した関数式によって個々の自治体毎に計算されている^{1、2}。

なお、日本の投資的経費にあたる資本支出（Capital Expenditure）については、別会計で整理されることから、標準支出査定額には含まれておらず、交付金による財政調整の対象とはなっていない³。

-
- ¹ 標準支出査定額の総額は、公共支出計画上で中央政府によりあらかじめ決定されており、個々の自治体の標準支出査定額は、その合計が総額に一致するよう、最終的に調整係数が乗じられる。
 - ² 標準支出査定額は、地方自治体の総支出から手数料収入や特定補助金などを控除した額となっている。
 - ³ 資本支出は、資本特定補助金、起債収入、資産売却収入などが財源となっている。

財政調整の効果

以上の2種の交付金が、実際にどのような財政調整効果をもたらしているかを示したものが図5である。ここでは、地方自治体を、首都圏、大都市圏¹、地方圏の3つに分類し、全イングランド平均と比較している。

税収での比較

一人当たり地方税収の格差は、上下とも10%以下であり、法人に対する地方税がないことから、それほど大きな格差とはなっていない。

特徴的なのは、大都市圏の税収が地方圏よりも低くなっていることである。この原因としては、大都市圏の経済低迷が考えられる。

リバプール、マンチェスターなどを中心とする大都市圏は、かつて、鉄鋼や自動車などの第二次産業により繁栄していた地域であるが、現在は、産業構造の変化に伴う経済低迷で、多数の貧困者やホームレス、失業者が発生している状況となっている。

事業用レイトでの調整

こうした地方税収の格差は、事業用レイトによって半減する。

事業用レイトは、一人当たり同額が交付されるため、一人当たり歳入の均等化に直接寄与するが、交付総額が地方税収の総額より大きいこともあり、その効果はかなり大きいものとなっている。

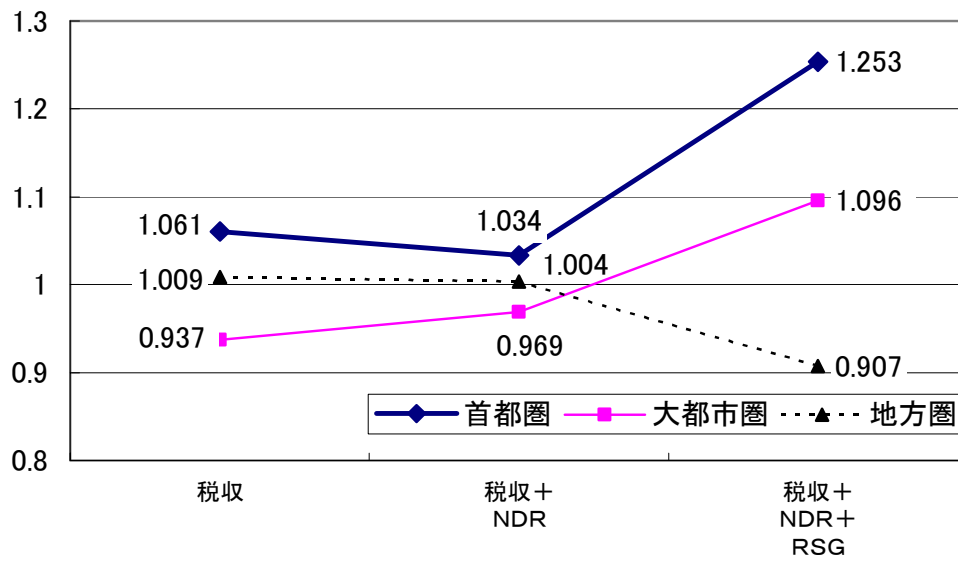
歳入援助交付金での調整

一方、歳入援助交付金は、歳入均等化以上の額を大都市圏に交付しており、結果、大都市圏と地方圏の収入は逆転し、全体としての歳入格差もむしろ増大している。

歳入援助交付金は、税源の偏在と同時に、需要の格差も考慮していることから、歳入均等化以上の調整分は、需要の格差、すなわち標準支出査定額の格差が反映されたものである。図6は、標準支出査定額の格差を行政分野別に示したものである

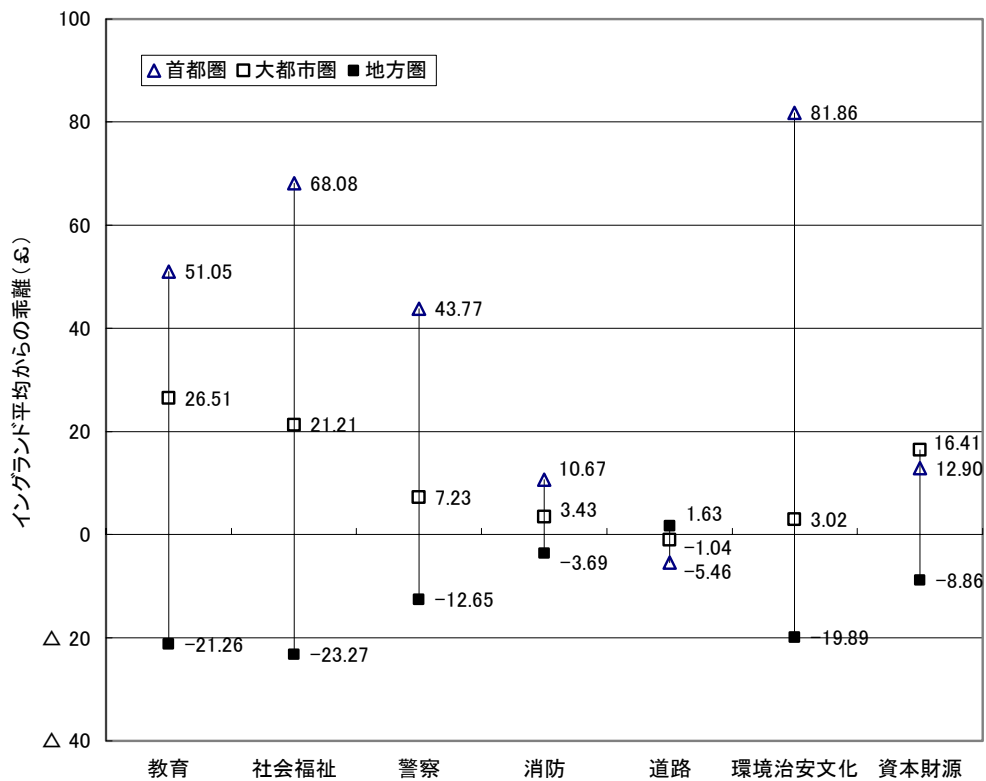
¹ マンチェスターやリバプール、バーミンガムなどの大都市を中心とした、6つの地域は大都市圏（Metropolitan Area）と呼ばれている。

図5 首都圏、大都市圏、地方圏の財政調整状況(人口一人当たり:1999年度:イングランド)



(注1) イングランド全体での人口一人当たり歳入を1とした指数。
 (注2) NDR=事業用レイト、RSG=歳入援助交付金

図6 行政分野別人口一人当たり歳出格差(1999年度:イングランド)



(注) 標準支出査定額ベース。イングランド平均を0£としている。

(出典) DETR「SSA Authority by Authority, 1999/2000」より作成

が、多くの分野で都市部の需要が多く算定されている。

都市部の需要が多い理由としては、首都圏では、賃金水準が高く人件費がかかることなどを考慮したものと説明されており、実際に、人件費のシェアが大きい分野（教育、社会福祉、警察）で、格差が大きくなっている。また、大都市圏では、貧困者が多く、各種補助（給食費補助や、介護施設等入所費補助等）などの特殊需要が大きいことが理由として説明されている。

(3) 地方債制度

地方債収入は、資本支出の財源に限定

イギリスでの地方債収入は、短期債を除いて資本支出の財源に限定されている。

資本支出やその財源（起債、資本特定補助金、資産売却収入）は、資本会計で整理されており、交付金での財政調整制度が存在する一般会計とは別体系になっている。

発行状況を見ると、地方債収入は、資本支出が全歳出の8%と少ないことから、全歳入の3%程度に過ぎないが、資本支出の財源としてだけで言えば、34%を占めている。

地方債は許可制度。地方全体の総額としての債務管理を重視。

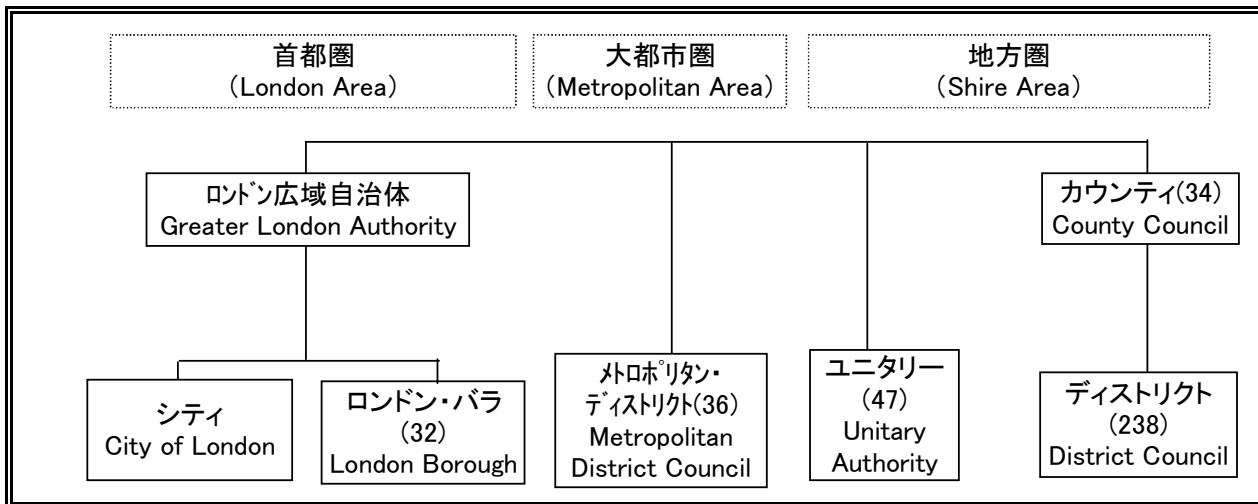
地方債は、短期債を除いて、中央政府から割り当てられた許可額の範囲内でしか発行できない。

起債許可には、上限額のみが示され事業が特定されない基本起債許可と、事業が特定された追加起債許可の2種類がある。

基本起債許可は無論のこと、追加起債許可についても他の財源で充当可能な場合は、起債の権利を行使しないことができ、また、余剰分については、他の自治体への譲渡も可能である。

このように、イギリスの許可制度は、資本支出の実額や個々の自治体の債務を管理するというよりは、むしろ、地方政府全体での債務総額を管理する制度となっている。

(参考1) 地方自治体の構成(イングランド)



(注) 上記自治体の他に、複数の自治体にまたがったエリアで個別の業務分野(警察など)のみを所掌する広域組織体という組織が設立されている地域がある。これらは、エリアの自治体の議員などによる委員会制で運営されている。

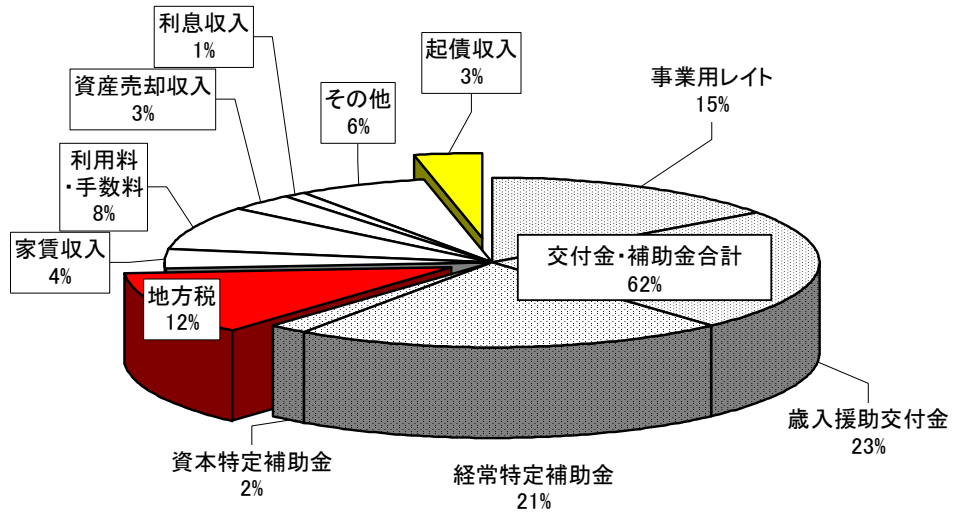
(参考2) 地方自治体の業務分掌(イングランド)

	首都圏			大都市圏		地方圏(一層制)		地方圏(二層制)		
	ロンドン 広域 自治体	シティ	ロンドン ・バラ	メトロポリタン・ ディストリクト	広域 組織体	ユニタリー	広域 組織体	カウンティ	ディストリクト	広域 組織体
教 育		○	○	○		○		○		
住 宅		○	○	○		○			○	
交 通 計 画		○	○	○		○		○		
公 共 輸 送	○				○	○		○		
道 路		○	○	○		○		○		
警 察	○(*)	○			○		○			○
消 防	○				○	○		○		
対人社会福祉サービス		○	○	○		○		○		
図 書 館		○	○	○		○		○		
レクリエーション		○	○	○		○			○	
ごみ収集		○	○	○		○			○	
ごみ処理		○	○		○	○		○		
環 境		○	○	○		○			○	
徴 税		○	○	○		○			○	

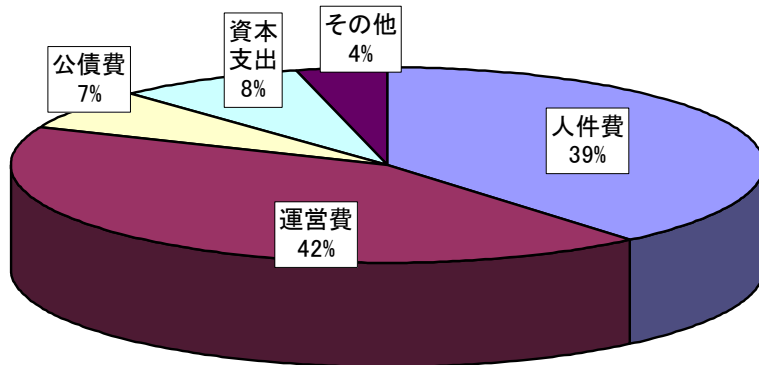
(*)シティは管轄せず。

(出典) DETR 「Local Government Financial Statistics」より作成

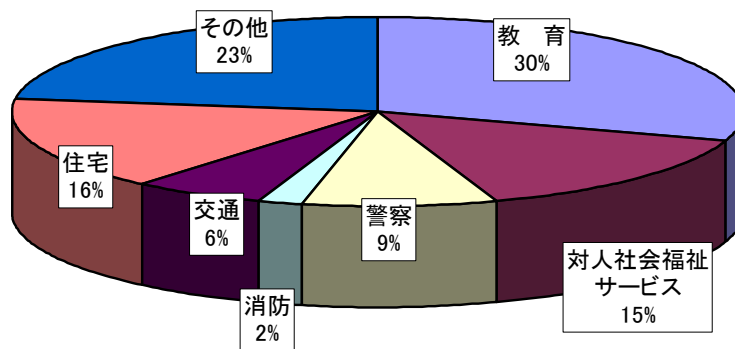
(参考3) 地方自治体の歳入構成(1999年度:イングランド)



(参考4) 地方自治体の歳出構成(1999年度:イングランド)



(参考5) 地方自治体の歳出構成(目的別:1999年度:イングランド)



(出典)DETR「Local Government Financial Statistics」より作成

第2章 ドイツの地方税財政制度の概要

ドイツは16の州からなる連邦制国家(協調的連邦主義)である。連邦と州の間での権限配分においては、連邦に広範な立法権が認められ、代わりに州に対しては行政権の多くが与えられるといった方法がとられている。

州には基礎的な地方自治体としての市町村(1999年末で13,854団体)が存在する。市町村は、基本法(憲法)上、法律の定める範囲内で地域的共同体のすべての事項を規律する権利が保障されている。

(1) 地方税制度

共有税は全税収の7割を占める

基本法では、所得税、法人税および付加価値税の税収は連邦と州に共同に帰属すると規定されており、これら3税目を共有税としている。また、所得税と付加価値税については、その一部が市町村にも配分されることとなっている。ドイツの税制の特徴はこの共有税が全税収の73%(1999年)を占めるところにある。

(参考) 共有税の配分割合(2000年)

	連邦	州	市町村
所得税	42.5%	42.5%	15.0%
法人税	50.0%	50.0%	
付加価値税	52.0%	45.9%	2.1%

州と市町村の税収内訳

州の歳入に占める税収の割合は58%(1998年)となっており、税収のうち共有税は82%を占める(表1)。その他に、州に属するものとしては、自動車税(州税収の5%)、不動産取得税(同3%)などがあるが大きなものではない。

また、市町村歳入に占める税収の割合は32%(1998年)となっている。税収のうち、共

有税が45%を占め、それ以外には、営業税¹が38%、不動産税が15%などとなっている（表2）。なお、営業税や不動産税は、19世紀末に応益原則に基づき市町村税とされたことが原点にある。つまり、営業者や土地所有者は市町村の行政サービスの恩恵を受けており、その対価として営業税や不動産税は市町村に帰属すべきとされたのである。

また、市町村には、犬の所有に対して課される犬税や飲料の消費に対して課される飲料税といった地域的個別税が存在するが、税収に占める割合は1%に過ぎない。

表1 州の税収内訳（1998年）

州の税収	金額 (10億DM)	シェア (%)
州税	37.3	11.7%
自動車税	15.2	4.8%
不動産取得税	10.8	3.4%
相続税	4.8	1.5%
ビール税	1.7	0.5%
その他	3.2	1.0%
共有税からの配分	260.9	81.9%
所得税・法人税	149.2	46.8%
付加価値税	111.7	35.1%
営業税からの配分	7.9	2.5%
鉱油税の配分	12.4	3.9%
合計	318.5	100.0%

表2 市町村の税収内訳（1998年）

市町村の税収	金額 (10億DM)	シェア (%)
市町村税	58.0	55.2%
営業税（連邦・州への納付後）	40.2	38.3%
不動産税	16.2	15.4%
地域的個別税	1.2	1.1%
その他	0.3	0.3%
共有税からの配分	47.1	44.8%
所得税	41.8	39.8%
付加価値税	5.3	5.0%
合計	105.1	100.0%

（出典）Finanzbericht 2000, Bundesministerium der Finanzen (BMF), Unsere Steuern von A - Z (1999),

BMFより作成

州税に税率の自由度はないが、市町村税には自由度がある

州税については連邦法で規定されているため、税率等の自由度は与えられていない。なお、こうした連邦法の制定には州の代表からなる連邦参議院の同意を必要とする。

一方、市町村税については、基本法等により、税率の自由度が認められており、実際に税率格差も存在する。また、市町村は地域的個別税について、連邦法で規定されたものと同種の税でない限り、新たな税を導入することも可能となっている²。

¹ 営業税は営業活動を行なう企業または個人が納税義務を負う。利益に対して課される営業収益税と資本に対して課される営業資本税があったが、営業資本税については利益に関わらず課税されることから経済界の反発もあり、1998年より廃止されている。

² 地域的個別税の立法権は州に与えられているが、一般に州が州法により市町村にこうした税の条例制定権を認めている。

(参考) 営業税の税率(賦課率)格差(1998年)

最大 470% 最小 293%

(注1) 上記数値は州別平均値を比較したものである。

(注2) 営業税の課税ベースは原則、営業利益の5%となっている。

徴税は主に州の機関である税務署で行なわれる

州税については原則として、州の機関である税務署が、市町村税については州(税務署)または市町村が徴収している。また、行政権は州へといった権限配分方法は租税にも見られ、共有税は連邦からの委任により、州(税務署)が徴収している。なお、関税や個別間接税などの徴税は基本的に連邦機関である税関が行っている。

(2) 交付金・補助金制度

連邦からの交付金は州の歳入の12%(1998年)を占めているが、これらを一般交付金と特定補助金に分けると、一般交付金が39%、特定補助金が61%となる(表3)。ただし、ドイツにおいては共有税である付加価値税の配分が財政調整上、重要な役割を果たしており、それを含めた概要は以下のとおりとなっている。

表3 連邦から州への交付金・補助金(1998年)

	金額 (10億DM)	シェア (%)
一般交付金(連邦補充交付金)	25.7	39.1%
不足額補充交付金	5.8	8.8%
旧東ドイツ地域特別需要補充交付金	14.0	21.3%
移行期補充交付金	0.9	1.4%
財政再建特別補充交付金	3.4	5.2%
行政運営特別需要補充交付金	1.5	2.3%
特定補助金	40.0	60.9%
共同事業	10.0	15.2%
金銭給付を伴う連邦法	16.2	24.7%
投資のための財政援助	13.8	21.1%
合計	65.7	100.0%

(出典) Finanzbericht 2000, BMF等より作成

財政調整制度

ドイツの財政調整の基本は各州の一人当り財政力を均等化するものである。また、日本では見られない、財政力の強い州から弱い州への水平的な財政調整制度が存在する。

付加価値税の州間での配分(水平的調整)

共有税である付加価値税の州への配分総額の一部(25%を限度とする)は、各州の財政力に応じて、それぞれの州に配分される。すなわち、州税収¹の住民1人当りの金額が連邦全体の平均値の92%を下回る州に対して、92%に達するまで優先的に配分される。なお、付加価値税の残りの部分は州の人口数に応じて按分される。

(参考) 付加価値税は、同じ共有税である所得税や法人税とは違い、基本法上では連邦と州の間の配分率が定められていない。連邦と州の財政収支関係が著しく変化した

¹ 付加価値税を除いた共有税州取得分および自動車税などの州税等である。

ときは、州の代表からなる連邦参議院の同意を要する法律で配分率を変更できる
として、柔軟性を持たせている。

州相互間での調整（水平的調整）

次に、財政力の強い州から弱い州へと調整交付金が交付される。その際、各州ごとに財政力測定値および調整額測定値が以下の式のとおり求められる。

- ・ 財政力測定値 = 州税収（付加価値税含む） + 市町村税収の半分 - 港湾費用
- ・ 調整額測定値 = 連邦全体の一人当り平均財政力測定値 × 補正州人口

市町村税である営業税と不動産税は、各市町村により税率格差があるため、連邦平均の標準税率で計算し直された税額が用いられる。また、連邦全体の一人当り平均財政力測定値は、各州の財政力測定値の合計 ÷ 補正州人口の合計によって算出される。なお、補正州人口は、州内の各市町村人口の合計であるが、人口規模の大きい市町村ほど、また人口密度が高い市町村ほど、人口一人当りで見ても高い財政需要があるとの考えで割増補正されている。そうした大都市の具体的な追加財政需要としては、治安維持、劇場などの文化関係施設費などがあげられる。また、ベルリンのように都市自体が州となっている都市州については、人口についてさらに割増補正がなされる。これは都市州の行なう交通整備などの行政サービスが他の周辺州にも及ぶとの考えなどに拠っている。

財政力測定値が調整額測定値を上回る州が調整交付金の拠出州となり、逆に財政力測定値が調整額測定値を下回る州が調整交付金の受取州となる。調整の結果、財政力の劣る州でも、一人当り財政力が連邦平均の95%まで引き上げられることになる。

連邦補充交付金（垂直的調整）

州間での財政調整を行っても、なお調整が必要な場合、連邦から州に対して連邦補充交付金が交付される。その一つである不足額補充交付金は州間財政調整後においても、財政力が連邦平均以下の州に対して、その下回る部分の90%を交付するものである。これにより、最低でも連邦平均の99.5%まで財政力が引き上げられることになる。

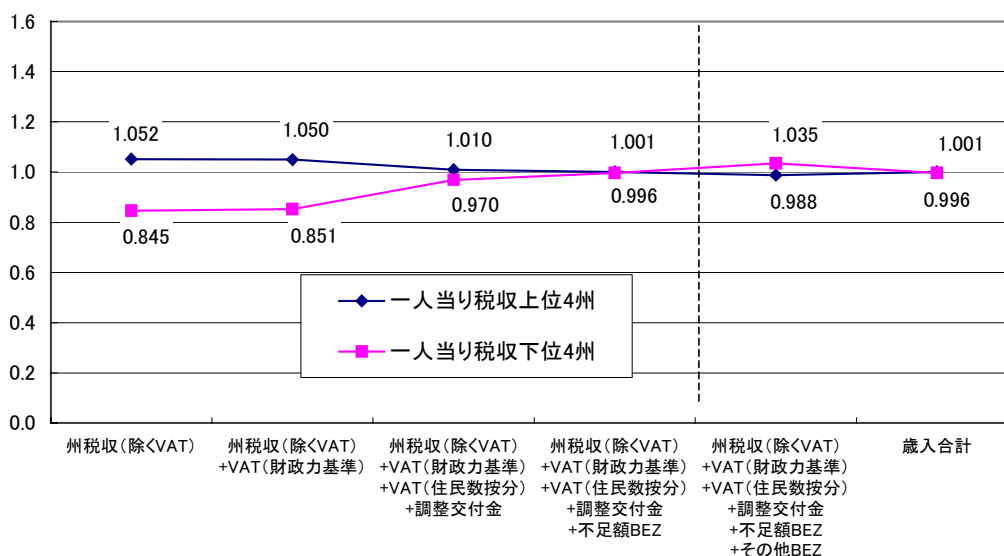
その他の連邦補充交付金は特別な財政負担などを考慮したものとなっている。例えば、旧東ドイツの州に対し、社会資本の充実、市町村の財政力引き上げを目的として交付されるもの（旧東ドイツ地域特別需要補充交付金）やブレーメン州およびザール

ラント州の2州に対して、財政再建を目的として交付されるもの（財政再建特別補充交付金）などがある。こうした交付金の各州への配分額は法定されている。

財政調整の状況

以上のような制度を通じて、州間での財政調整がどのように行われているかを確認しておく。図4は旧西独地域州で一人当たり州税収（除く付加価値税）の上位州と下位州を比較したものである。付加価値税配分前の税収格差はそれほど大きなものではない。また、財政力基準で配分される付加価値税を加えても、その状況はほとんど変わらない。旧西独地域において、財政力基準で付加価値税の配分を受けているのはザールラント州のみ（1998年）であり、さらに、その金額も小さいため、この段階で財政調整機能はほとんど働いていない。ただし、調整交付金等を通じて、一人当たり歳入水準は、ほぼ均等化されている¹。

図4 旧西独地域州における一人当たり歳入比較（1998年）



(注1) 西独地域8州全体での人口一人当たり歳入を1とした場合の指数（都市州は除く）。

(注2) VAT：付加価値税

不足額BEZ：不足額補充交付金（連邦補充交付金）

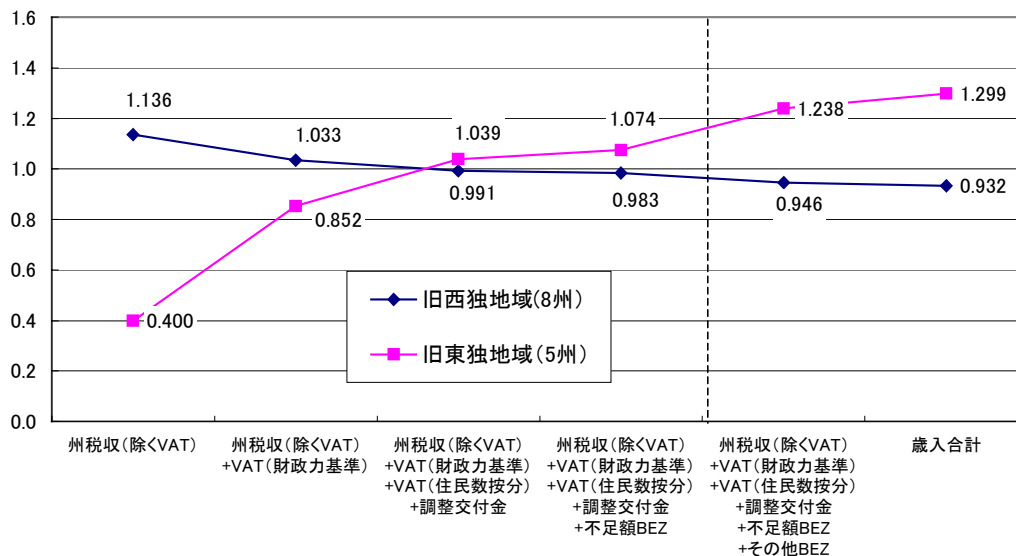
その他BEZ：不足額補充交付金以外の連邦補充交付金

(出典) Bund-Länder Finanzbeziehungen auf der Grundlage der geltenden Finanzverfassungsordnung, BMF等より作成

¹ 財政調整を行う際、人口補正や港湾費用の控除、市町村税収の1/2の加算などが行なわれているため、ここで比較している、（補正なし）人口一人当たりで見た（市町村税を含まない）歳入水準は、必ずしも上述の制度のとおりには均等化しない。

(参考) 旧東独地域州と旧西独地域州を比較したものが図5である。不足額補充交付金以外の連邦補充交付金の交付を通じて、旧東独地域州の一人当り歳入水準が旧西独地域州のそれを大きく上回るようになってきているが、これは、旧東ドイツ地域特別需要補充交付金などが含まれているためである。

(参考) 図5 旧東独地域州と旧西独地域州の一人当り歳入比較(1998年)



(注1) ドイツ13州全体での人口一人当り歳入を1とした場合の指数(都市州は除く)。

(注2) VAT: 付加価値税

不足額BEZ: 不足額補充交付金(連邦補充交付金)

その他BEZ: 不足額補充交付金以外の連邦補充交付金

(出典) Bund-Länder Finanzbeziehungen auf der Grundlage der geltenden Finanzverfassungsordnung, BMF等より作成

特定補助金

連邦と州の間における特定補助金としては、共同事業、投資のための財政援助、金銭給付を伴う連邦法による費用負担がある。

共同事業

本来的には、州が行うべき領域であっても、連邦国家全体の発展に重要なものであり、それが生活環境の改善にとって必要なものであれば、連邦はその任務への参加が基本法により認められている。これが共同事業である。共同事業の遂行にあたっては、連邦と州の間で合同計画委員会が設置され、枠組計画が策定される。補助率は基本法等に示されている。例えば、大学等の新設・拡張の補助率は50%となっている。

投資のための財政援助

連邦は州（または市町村）に対して投資のための財政援助を行うことができる。個別の投資事業の決定については、共同事業とは異なり、連邦はその選定に参画する権限は有しない。補助率は法律または行政合意により定められる。例えば、東独地域投資奨励法によるものは90%の補助率となっている。

金銭給付を伴う連邦法の補助

住宅手当法のように金銭給付の実施について定めた連邦法で、執行は州が行うものがある。補助率は連邦法により定められており、住宅手当法の場合は50%となっている。州に、その費用の1/4以上を負担させる場合は、法律制定の際に連邦参議院の同意が必要である。

州 - 市町村間の交付金制度の特徴

州は共有税の一部を市町村へ交付

基本法により、各州は共有税による収入の一部を市町村に再交付することとなっている。これに加え、任意に州税などの一部を市町村に配分することもできる。その配分率は各州の法律により定められる。

営業税納付金と所得税の市町村への配分

1969年の財政改革により、市町村は市町村税である営業税の一部を連邦と州に納付し、代わりに、共有税である所得税の一部の配分を受けることとなった。対企業課税である営業税に地域偏在性がある一方で、所得税の市町村への配分が、ほぼ人口数に応じたものとなっていることから財政調整の役割も果たしている。

(3) 地方債制度

起債収入

州の起債収入は948億マルクとなっており、歳入の18%を占める。なお、起債収入から元本償還費を除いた純起債収入で見れば、234億マルクと起債収入の1/4の水準である。

一方、市町村の起債収入は179億マルクで、歳入に占める割合は6%と公債への依存度は小さい(純起債収入で見れば16億マルク)。

公債発行形式と主な引受先

公債発行は債券発行と直接借り入れの2つに分類できる。

連邦においては、債券発行が1998年末において97%とその大半を占めるが、州以下では逆に直接借り入れの割合が高い。州の直接借り入れの割合は82%であり、市町村においては99%となっている。直接借り入れによる主な引受先は、公営の金融機関や抵当銀行となっている。

連邦の州・市町村債への関与

州債の発行には、連邦の特別な関与はないが、州憲法や州法の規定により、原則投資支出の範囲内で行なわれなければならない。

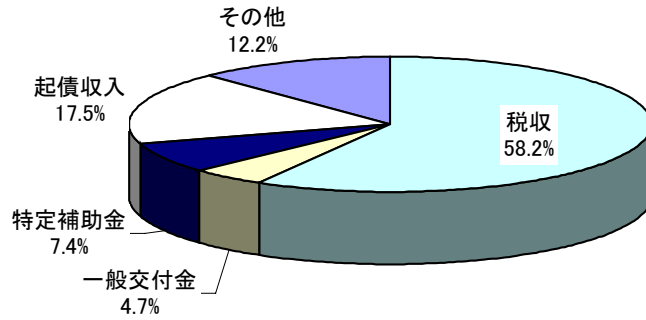
市町村債の発行にあたっては、各州の定める州法等に従う。一般的な原則としては、資本勘定内において投資のためのみ、かつ、他の財源がないまたは他の手段では経済的に非効率であるとされるときのみ起債が認められる。市町村債の発行は通常、州による包括許可が必要となっている。

なお、州・市町村債の発行を制限し得る連邦の規定は存在するが、マクロ経済の攪乱防止を目的としており、個別の州や市町村の財政悪化の防止を目的としたものではない。1970年代前半に、実際にこの規定に伴う措置がなされたことはあるが、その後は発動されていない。

(参考1) 州および市町村の歳入構成(1998年)

① 州の歳入構成

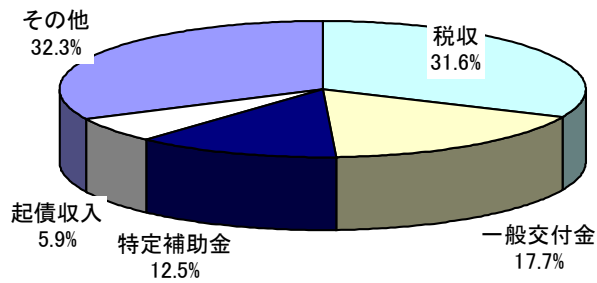
【総額: 5432億マルク】



(注) 一般交付金は連邦補充交付金額、特定補助金は共同事業、投資のための財政援助および金銭給付を伴う連邦法によるものの合計とした。

② 市町村の歳入構成

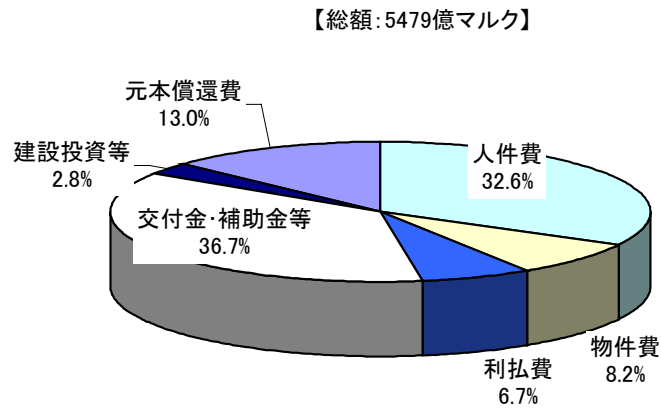
【総額: 3002億マルク】



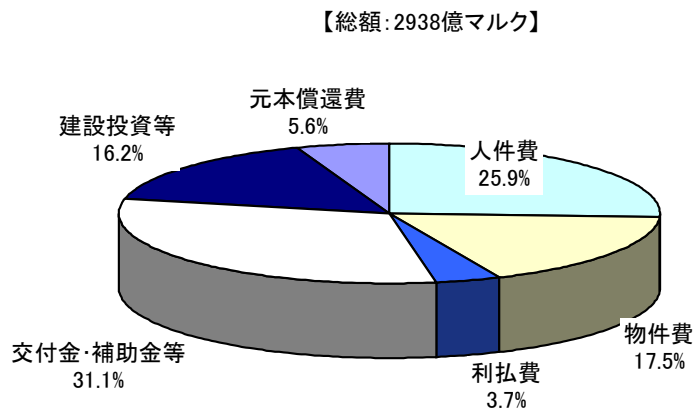
(出典) Finanzbericht 2000, BMF 等より作成

(参考2) 州および市町村の歳出構成(1998年)

① 州の歳出構成



② 市町村の歳出構成



(出典) Finanzbericht 2000, BMFより作成

(参考3) 州、市町村の行政分担

	州	市町村
団体数(1999年末)	16	13,854
主な行政	教育・文化行政、 社会扶助、 警察、 産業経済分野、 州財務行政など	初等・中等学校建設、 福祉・文化関連施設、 近距離交通、 ごみ処理、 上下水道、 公営住宅など
備考	・連邦に対して立法権の多くが配分されているのに対して、州には行政権の多くが配分されている(連邦法律の実施についても各州が固有の事務として担当している)。	・市町村の行なう事務は各州の州憲法や州法により左右されるため一様ではない。 ・市町村の行政のうち広域事業に関わるものなどは市町村連合としての郡が行なう。

第3章 フランスの地方税財政制度の概要

フランスの地方公共団体は州（26 団体）、県（100 団体）、市町村（36,779 団体）で構成されており、非常に多くの市町村が存在することに特徴がある。

地方公共団体に対しては、法律の定める条件内での自由な行政が保障されており、その所掌事務は法律に規定されている。

地方税財政制度の概要は以下の通りである。

（1）地方税制度

資産等に対する課税が地方税収の高い割合を占めている

地方歳入に占める地方税収の割合は5割程度となっている。

地方税の条件として、税収の安定性に加え、局地的な限定が可能であるということが重視されており、資産等に対する課税である住居税、既建築地不動産税、未建築地不動産税、職業税（主要4税）が地方税収の74%（1998年）と高い割合を占めている。

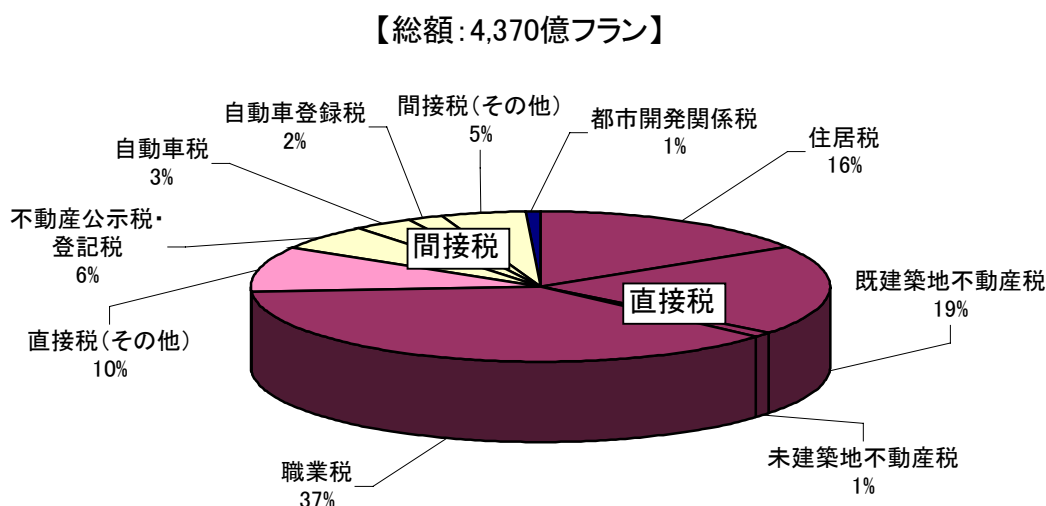
主要4税は州、県、市町村のいずれもが課税しており¹、その概要は以下のとおりである。いずれも資産価格ではなく賃貸価格を課税標準としていることが特徴である。

住居税	住居の占有者に対して、住居の賃貸価格を課税標準として課される税
既建築地不動産税	建築物（土地を含む）の所有者等に対して、建築物（土地を含む）の賃貸価格を課税標準として課される税
未建築地不動産税	未建築資産（鉱山・塩田等）の所有者等に対して、未建築資産の賃貸価格を課税標準として課される税
職業税	営業活動を行う法人等に対して、その有形固定資産等の賃貸価格および支払給与を課税標準として課される税 （ただし、課税標準のうち支払給与部分は2003年以降完全廃止される）

¹ ただし、州の住居税は廃止されている。

また、州、県においては間接税が税収の3割程度（州：34%、県：32%）を占めている。州税として自動車登録税（州税の21%）等が、県税として不動産公示税・登記税（県税の19%）、自動車税¹（県税の11%）等がある。

図1 地方税の内訳(1998年)



(出典)Les Collectivites locales en chiffres 1999より作成

(単位:億フラン)

項目	州	構成比	県	構成比	市町村 (注)	構成比	全体	構成比
地方税収合計	387.7	100%	1,317.7	100%	2,664.7	100%	4,370.1	100%
直接税	251.1	65%	887.4	67%	2,513.8	94%	3,652.3	84%
主要4税	251.1	65%	886.0	67%	2,087.3	78%	3,224.4	74%
住居税	54.7	14%	197.7	15%	447.5	17%	699.9	16%
既建築地不動産税	60.7	16%	233.5	18%	557.3	21%	851.5	19%
未建築地不動産税	0.5	0%	2.2	0%	50.0	2%	52.7	1%
職業税	135.2	35%	452.6	34%	1,032.5	39%	1,620.3	37%
その他の直接税	—	—	1.4	0%	426.5	16%	427.9	10%
間接税	132.0	34%	419.8	32%	125.4	5%	677.2	15%
不動産公示税・登記税	—	—	244.3	19%	—	—	244.3	6%
自動車税	0.5	0%	145.3	11%	—	—	145.8	3%
自動車登録税	80.9	21%	—	—	—	—	80.9	2%
その他の間接税	50.6	13%	30.2	2%	125.4	5%	206.2	5%
都市開発関係税	4.6	1%	10.5	1%	25.5	1%	40.6	1%

(注1)市町村は、市町村間協力機関を含む。

(注2)税収には、地方税の負担軽減措置は含まれるが、減免税補填措置は含まれていない。

¹ ただし、個人に係る自動車税は廃止されている。

地方公共団体間にはかなりの税率格差が存在

地方税収入の大部分を占める主要 4 税については、税率制限として全国平均税率との比較での上限が設定されているが、標準税率、上限税率などの具体的な税率は定められておらず、課税自主権の活用程度により地方公共団体間にはかなりの税率格差が存在する。なお、対事業者課税である職業税の安易な増税を防止する観点から税目間の税率の不均等な変更を制限する規定がある。

(参考) 主要 4 税の全地方公共団体¹の平均税率を州レベル(フランス本土)で比較すると以下のとおりである。(1999 年)

住居税	最大 31.1%	最小 17.7%	平均 21.1%
既建築地不動産税	最大 40.7%	最小 17.9%	平均 26.3%
未建築地不動産税	最大 93.5%	最小 20.1%	平均 42.9%
職業税	最大 31.3%	最小 18.5%	平均 22.6%

国による課税標準の決定および徴収

主要 4 税を含めた地方税の多くは、国が課税標準 (base nette d'imposition) の決定および徴収を行っている。

国は課税標準の見積り額を毎年地方に対して通知し、地方公共団体はこれをもとに税率を決定する。国は地方に対して、上記の課税標準見積り額に地方が決定した税率を乗じた額を支払う。

一方、徴税の段階において国が徴収する額は、地方税の負担軽減措置(後述)の適用や徴税不能等により上記の額を下回るが、この差額については国が負担することとなっている。

国による地方税の減税等の補填

(a) 負担軽減措置

納税者に対する負担軽減措置としては、職業税の上限を付加価値の一定割合に設定することによる負担軽減、低所得者に対する住民税の負担軽減等がある。

¹ 市町村間協力機関を含む。

負担軽減措置は、地方が受け取る税額の基礎となる課税標準に変更をもたらすものではないことから、地方が受け取る税額は変化せず、軽減分は国が負担することとなる。また、地方が増税を行った場合には、国の負担額は増加する。

(b) 減免税補填措置

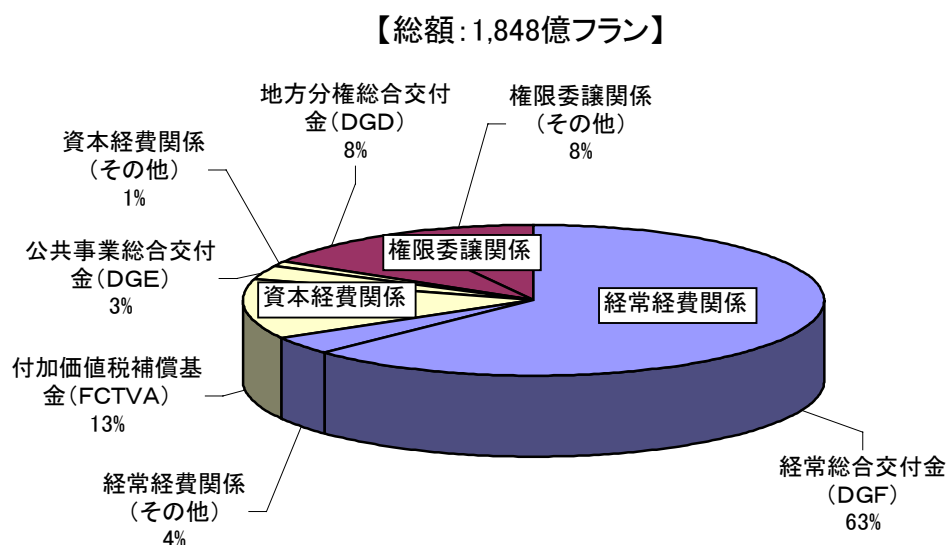
国は、減税・免税(税目の廃止を含む)を行った場合(職業税の給与課税部分の廃止、州に対する住居税の廃止等)にも地方に対して補填措置を行っている。

減免税は負担軽減措置と異なり、課税標準自体の縮小をもたらすものであり、地方が増税を行っても国の補填額には影響を及ぼさない。

(2) 一般交付金制度

国から地方への交付金・補助金総額は約 1,985 億フラン(2001 年当初予算)であり、国の歳出の約 12%に相当する。内訳は、一般交付金(包括補助金を含む)が 93%(1,848 億フラン)、特定補助金が 7%(138 億フラン)となっており、特定補助金の割合は小さい。

図2 国から地方への一般交付金の内訳(2001年当初予算)



(出典)Les Collectivites locales en chiffres 2000より作成

一般交付金制度の概要は以下のとおりである。

多数の一般交付金の存在

フランスには多数の一般交付金が存在し、複雑な体系となっている。主なものとしては、かつての地方税が交付金化したもの(經常総合交付金:国からの一般交付金総額の63%)、地方公共団体の公共投資¹にかかる付加価値税の還付的性格を有するもの(付加価値税補償基金:13%)、公共特定補助を統合したもの(公共事業総合交付金:3%)、地方分権に伴い財源移譲したもの(地方分権総合交付金等:8%)等がある。

¹ 地方公共団体が自ら行う投資であり、補助金は含まれない。(災害復旧関係経費は含まれる)

基本的にマクロ経済指数に連動した総額決定方式

多数ある一般交付金は、マクロ経済指標（消費者物価、実質GDP、公的固定資本形成）の伸び率に連動して総額の伸び率が決定されるものが多く（経常総合交付金、公共事業総合交付金、地方分権総合交付金等）地方の歳入と歳出の差額を補填する方式は採られておらず、また、税収格差を完全に均等化するものでもない。

（参考）主な一般交付金の伸び率等

経常総合交付金	消費者物価上昇率（たばこを除く） + 前年の実質GDP成長率の50%
地方分権総合交付金	経常総合交付金の伸び率と同率
公共事業総合交付金	公的資本形成の伸び率と同率
付加価値税補償基金	過去の投資実績額に付加価値税率に対応する補助率を乗じて総額を決定

配分方式

一般交付金の配分方式は交付金により様々であるが、配分に際して使われる主な指標としては以下のようなものがある。

一人当り財政力	<ul style="list-style-type: none">・ 全国平均税率を適用した（すなわち全国一律の税率を適用した）場合の各自治体住民一人当りの主要4税額。・ 値が大きいほど配分額は少なくなる。
財政努力	<ul style="list-style-type: none">・ 各自治体が住居税等の家計に対する課税をどの程度行っているかを示す指標。・ 値が大きいほど配分額は多くなる。 <p>（注）家計に対する課税ではない職業税を増税しても交付金の配分額は増えないが、住居税を増税すれば配分額は増加する仕組みである。</p>

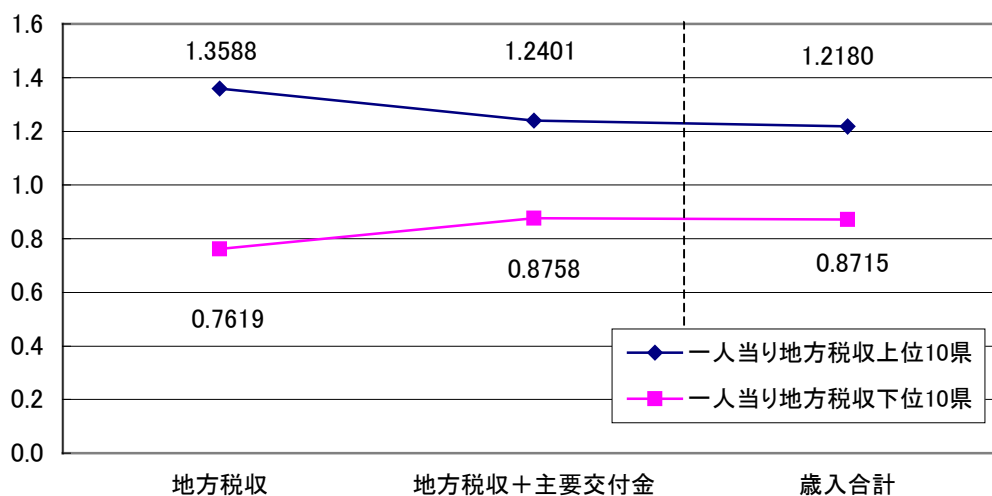
また、上記の歳入の面の指標に加え、道路延長、社会的住宅数、学童数といった歳出面の指標も用いられている。

（参考）一般交付金の中には、いくつかの構成要素に分かれているものがあるが、要素間の配分は法の規定に従い、地方財政委員会（国会議員、市町村長等で構成）により決定される。

財政調整の状況

県について、一人当り地方税収上位県（10県）と下位県（10県）を比較した場合、主要交付金の交付により、一人当り歳入の格差は縮小するが、完全な均等化は行われていない。

図3 一人当り地方税収上位県と下位県の比較(1997年)



- (注1) パリを除くフランス本土全県(95県)での人口一人当たり歳入を1とした場合の指数。
 (注2) 地方税収には、地方税の負担軽減措置および減免税補填措置の金額が含まれている。
 (注3) 主要交付金には、次の4つの交付金が含まれている。
 ・経常総合交付金 ・地方分権総合交付金
 ・付加価値税補償基金 ・公共事業総合交付金
- (出典) Les finances des departements 1997より作成

(3) 水平的財政調整制度

国からの地方への一般交付金制度に加え、地方間の財政調整制度も存在する。

その一つとして、職業税県平衡基金がある。これは、県単位で行われる市町村間の財政調整であり、大規模な企業施設（港湾設備等）が存在する県内の市町村から当該企業設備に対する職業税税額の一部が拠出され、財政力の低い県内の市町村に配分されている。なお、大規模な企業施設は存在しないが一人当りの職業税が平均を上回るような市町村は、職業税県平衡基金に拠出を行わない。

（参考）職業税県平衡基金の規模は 33 億フラン（1998 年）であり、市町村の税込総額の 1.2%、職業税収の 3.2%程度である。

(4) 地方債制度

発行状況等

1997年における地方債の発行額は731億フランであり、地方の歳入の10%を占めている。また、資本歳出に対する割合は28%である。

最近は元本償還額が新規発行額を上回る状況となっており、地方債残高は減少傾向にある。

地方債の引受主体は、伝統的に地方公共団体への融資を行ってきた預金供託金庫やフランス地方銀行などからの相対取引による借入の割合が多くなっている（両機関からの借入比率は、残高ベースで市町村58%、県48%、州44%）。

発行に関する規制

地方債の発行はほぼ自由化されている。発行は包括型であり特定の事業（特定補助事業等）にリンクしておらず、事業分野ごとに充当率規制はなされていない。

主な規制としては以下が挙げられる。

- ・ 投資的経費への限定
- ・ 借換債の発行禁止
- ・ 少額（2億フラン未満）の公募債の発行禁止

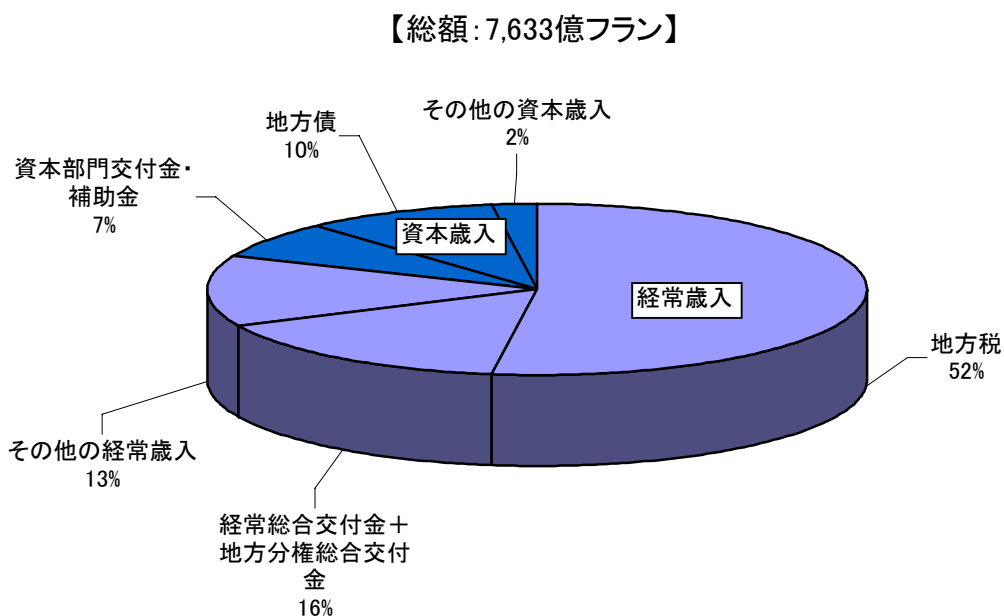
(参考1) 州、県、市町村の概要

	州 (région)	県 (département)	市町村 (commune)
地方公共団体数 (1999年)	26州 本土 22州 海外 4州	100県 本土 96県 海外 4県	36,779市町村 本土 36,565市町村 海外 214市町村
※平均人口・面積 は本土ベース	【平均人口】266万人 【平均面積】24,726km ²	【平均人口】61万人 【平均面積】5,666km ²	【平均人口】1,600人 【平均面積】15km ²
議会	直接選挙 任期:6年 全員が一斉に改選	直接選挙 任期:6年 3年毎に半数が改選	直接選挙 任期:6年 全員が一斉に改選
執行機関の長	州議会議長 間接選挙(議会が選出) 任期:6年	県議会議長 間接選挙(議会が選出) 任期:3年	市町村長 間接選挙(議会が選出) 任期:6年
主な所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・国土整備 ・企業への経済支援 ・高等学校(注1) ・職業訓練 ・運河・河川港 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉給付 ・中学校(注1) ・県道 ・農村部への施設補助 ・商港・漁港 ・学校交通 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校(注1) ・市町村道 ・家庭ごみ収集 ・市町村警察(注2)

(注1)教職員は国家公務員である。

(注2)市町村警察の権限は交通安全の確保等に限定され、主要な警察業務は国が行っている。

(参考2) 地方の歳入構成 (1997年)



(出典) Les Collectivites locales en chiffres 1999より作成

(単位: 億フラン)

	州		県		市町村(注1)		合計	
歳入総額	777.9	100%	2,349.0	100%	4,506.3	100%	7,633.2	100%
経常歳入	605.6	78%	1,927.1	82%	3,679.8	82%	6,212.4	81%
地方税	416.0	53%	1,317.9	56%	2,260.2	50%	3,994.1	52%
DGF + DGD	72.7	9%	291.8	12%	837.4	19%	1,201.9	16%
その他	116.9	15%	317.4	14%	582.2	13%	1,016.5	13%
資本歳入	172.3	22%	422.0	18%	826.5	18%	1,420.8	19%
交付金・補助金	77.6	10%	137.9	6%	310.6	7%	526.1	7%
地方債	86.0	11%	231.1	10%	413.6	9%	730.7	10%
その他	8.7	1%	53.0	2%	102.4	2%	164.1	2%

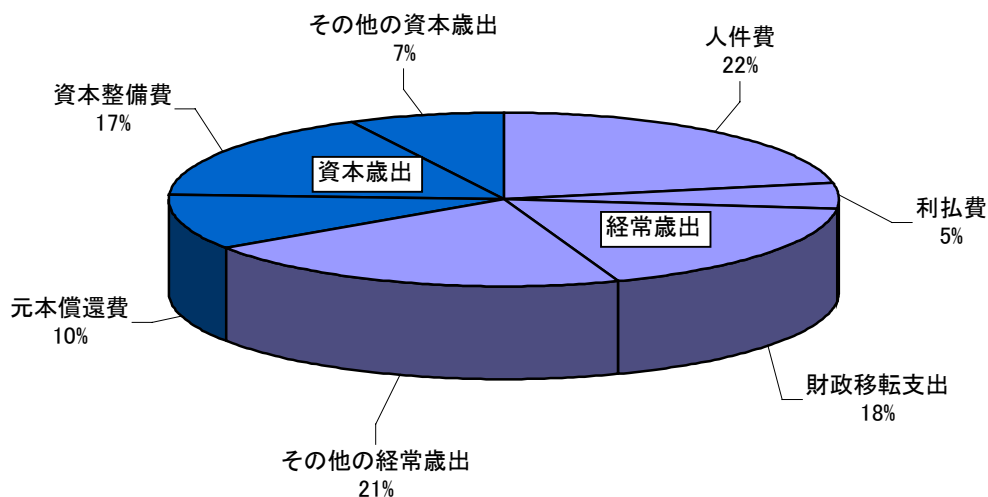
(注1) 市町村は、市町村間協力機関を含まない。

(注2) DGF: 経常総合交付金 DGD: 地方分権総合交付金

(注3) 地方税には、国による負担軽減措置および減免税補填措置の額を含む。

(参考3) 地方の歳出構成 (1997年)

【総額:7,587億フラン】



(出典) Les Collectivites locales en chiffres 1999より作成

(単位:億フラン)

	州		県		市町村(注)		合計	
歳出総額	782.5	100%	2,330.9	100%	4,473.5	100%	7,586.9	100%
経常歳出	332.3	42%	1,513.5	65%	3,121.4	70%	4,967.2	65%
人件費	20.8	3%	232.1	10%	1,403.8	31%	1,656.6	22%
利払費	37.2	5%	78.4	3%	250.0	6%	365.6	5%
財政移転	237.3	30%	437.0	19%	664.9	15%	1,339.2	18%
その他	37.0	5%	766.0	33%	802.7	18%	1,605.7	21%
資本歳出	450.2	58%	817.4	35%	1,352.1	30%	2,619.8	35%
元本償還費	67.3	9%	249.1	11%	479.6	11%	796.0	10%
資本整備	159.8	20%	314.2	13%	782.9	17%	1,256.9	17%
その他	223.1	29%	254.1	11%	89.7	2%	566.9	7%

(注) 市町村は、市町村間協力機関を含まない。

第4章 アメリカの地方税財政制度の概要

アメリカ合衆国は50の州からなる連邦国家である。連邦政府は連邦憲法により委任された権限のみ有し、委任されない権限は特に禁止されていない限り、各州または人民に留保されている¹。連邦法には地方公共団体に関する規定はなく、各州の地方公共団体制度は各州の憲法や法律によって規定されている。

地方公共団体の種類は多く、州の出先機関的機能を有するカウンティ、基礎的な自治体であるミュニシパリティ（呼称はシティ、タウン、ビレッジ、バラなど）のほか、タウンシップといわれる地域密着型組織もある。さらに政治的地域とは無関係に、特定の行政サービスを行う目的で州が設立する特別区（スペシャル・ディストリクト）があり、その総数は8万を超える。

地方税財政制度の概要は以下のとおりである。

（1）地方税制度

税収構成

税収は州政府の歳入の43%、カウンティ以下の地方公共団体（以降、地方政府とする）の歳入合計の34%を占める。その構成比を見ると、州政府は小売売上税（33.2%）と個人所得税（32.6%）、地方政府は財産税（73.3%）を主な財源としている。

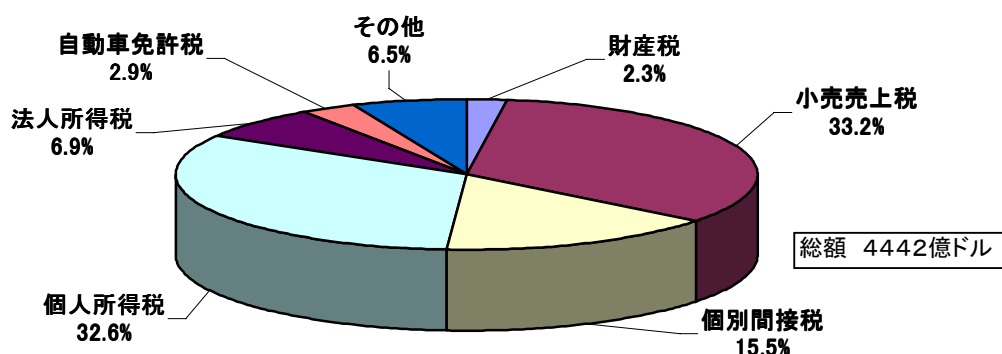
ただし、小売売上税や個人所得税、法人所得税などは全州で課税されているわけではなく、アラスカ州では個人所得税、小売売上税は課されておらず、またネバダ州では個人所得税、法人所得税は課されていない。また、地方政府が財産税を主な財源とする理由は、地域の個別事情に応じて柔軟に税率を設定することができるためとされる。

（参考）連邦政府の場合、個人所得税と法人所得税の2税で税収（社会保障税収を除く）の91%を占める。

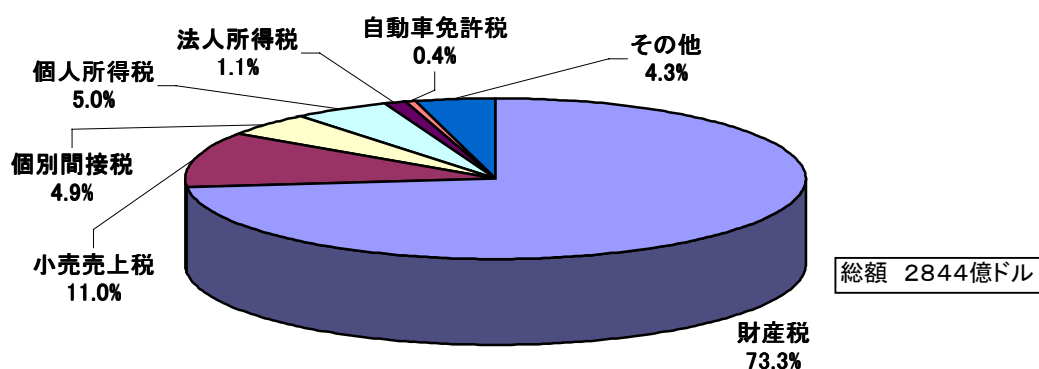
¹ 連邦憲法修正10条

図1 州政府、地方政府の税収構成(1997年)

【州政府】



【地方政府】



(出典) State and Local Government Finances 1997 Census of Governments; 商務省センサス局

州・地方政府の課税権と自由度

連邦国家であるアメリカにおいては、各州は独自の課税権を有し、連邦による制限はなく、租税制度はそれぞれ異なっている。地方政府は、州憲法や州法の許容する範囲内で課税権を有しているが、その自由度という観点では、税率などが制限されている。その例として、12州では財産税率が制限されており、また地方政府の小売上税率は一定の範囲内に制限されていることが多い。なお、州政府と地方政府を合計した「個人所得1,000ドルあたりの税収額」は、全米平均112.99ドルに対し、アラスカ州では158.85ドル、ニューハンプシャー州では89.13ドルと州間で格差がある。

税目の重複

連邦政府と州政府はともに個人所得税と法人税を課しており、連邦所得税などの課税標準を用いている州が多い。このため、連邦税制改正が行われる際には、州政府としても、州財政への影響を考慮している。

なお、連邦政府は包括的な売上税について何度か採用を試みているものの、既に小売売上税を主たる財源としてきた州の反対で実現していない。

課税権の重複による問題

各州が独自の課税権を有することから、州境をまたがる通商行為（Interstate Commerce）に関して、「連邦と州」、「州と州」の間で課税権の衝突をもたらしてきたが、その主な争点は「企業が複数の州で活動する場合、いずれの州の課税権に服するか」、「服すべき課税権に基づいて、どのようなルールで課税対象を配分・按分するか」ということであった。

この点について、複数州において通商行為を行う法人企業に対する二重課税を避けるため「州内源泉所得」という概念が導入されており、その計算にあたっては「マサチューセッツ方式」と呼ばれる以下の配分方式が採用されている。

$$\text{州内源泉事業所得} = \text{純事業所得} * (\text{州内資産} / \text{総資産} + \text{州内報酬} / \text{総報酬} + \text{州内売上高} / \text{総売上高}) / 3$$

住民の参画

アメリカでは、地方政府は公共サービス（警察、消防、教育等）の実施主体であり、財産税はサービスに対する受益者負担の観点から課税されるとする「応益課税原則」が浸透している。その分、税に対する納税者の意識は高く、「住民投票」や「住民提案」といった手法を通して、税制の決定プロセスに住民が直接参加することが多い。

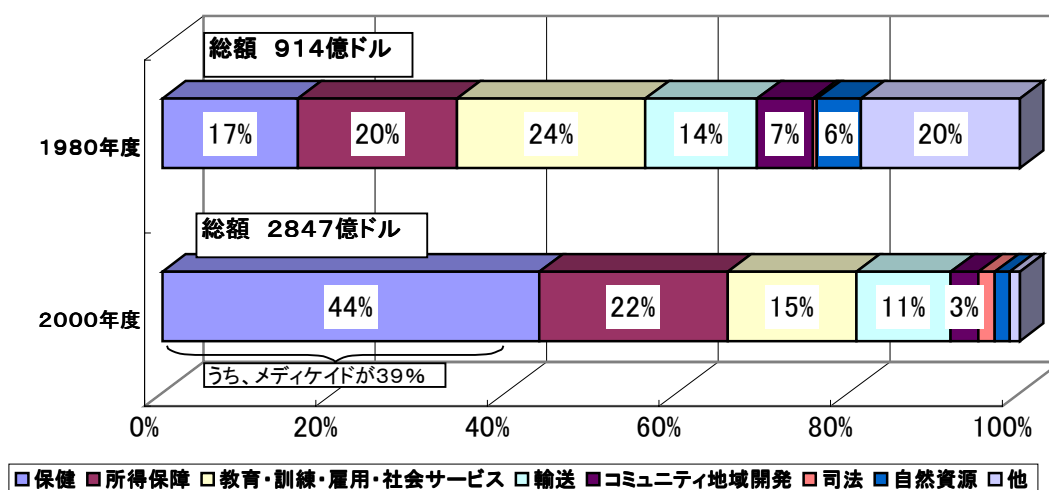
(2) 連邦補助制度

連邦補助の規模等

州・地方政府向けの連邦補助金総額は 2,847 億ドル (2000 年度) であり、連邦支出の 16% を占める。連邦補助は、用途または支出分野が特定された特定補助金であり、一般交付金は存在しない。特定補助金のプログラム数は 600 本を超えるが、そのうち 20 本のプログラムで総額の 3/4 を占め、メディケイド (低所得者向けの医療補助制度) だけで総額の 39% を占めている。

(参考) 一般交付金にあたる制度 (General Revenue Sharing) は、1972 年に導入されたが、1986 年レーガン政権時に連邦政府の財政赤字を理由に廃止されている。

図2 連邦補助金の支出分野の比率



(出典) Budget of the United States Government FY2002

なお、地方政府の歳入の 34% を占める政府間歳入うち、90% は州政府が拠出する補助金であり、地方政府財政は州政府の影響をうけるといえる。

州政府、地方政府の受ける政府間歳入の内訳 (1997 年度)

	州政府	地方政府
連邦政府から	2,158 億ドル	288 億ドル
州政府から	-----	2,582 億ドル
地方政府から	150 億ドル	-----

連邦補助金の概要

連邦政府は一般福祉のために徴税することができると規定されており、この規定により、連邦政府が州・地方政府に対して補助金を拠出することができるかとされている。

連邦補助金の配分方式には二通りあり、法律等に規定された算式に従って配分されるもの（フォーミュラグラント）と、所管官庁が裁量的に配分額を決定するもの（プロジェクトグラント）に分類される。

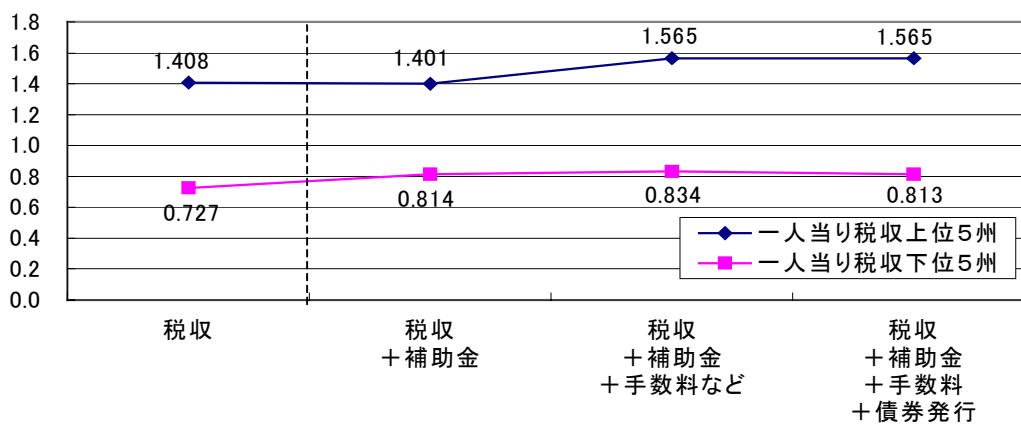
補助率は補助プログラム単位に定められており、州・地方政府の財政負担を求めるものがある。この州・地方政府に対する財源負担要求は「マッチング要求」といわれる。

また、連邦政府は、補助金を拠出する条件として事業実施上のガイドラインを規定した上で、州・地方政府に事業の実施権限を与えることがある。このガイドラインに定められる内容は、事業のサービス内容を規定するものや州の支出水準を規定するものなどがあり、「維持努力要求（メンテナンス・オブ・エフォート・リクワイアメント）」といわれる。

連邦補助金による州政府間の財政格差への影響

一人あたり税収の上位5州と下位5州について、連邦補助金交付後の財政格差を比較してみても各州の格差は殆ど縮小していない。

図3 一人あたり税収上位5州と下位5州の比較（1996年）



(注1) グラフ中の数値は連邦平均を1とした場合の指数

(注2) 州と地方政府の合計ベースでの数値である。

(出典) State and local government finances 1996 等より作成

連邦補助に関連する問題

レーガン政権以降、連邦が財源手当てを行うことなく州・地方政府に事務の実施を強制することが政治問題化し、その結果、1995年に無財源委任事務改革法が成立している。同法により連邦議会予算局は、連邦議会に提出される法律案について、州・地方政府に支出を強いるものかどうかという観点でコスト予測を行っている。

州政府と地方政府間の問題

連邦政府が州に補助金を拠出する事業について、州政府は直轄事業とする場合と地方政府に対する委任事業の形式で行う場合がある。地方政府に事業を委任する場合、州政府は連邦補助金に州の独自の補助金を上乗せする形で州補助金を支給する。

ただし、州政府が地方政府に対して補助を行う場合にも、地方政府に対して相応の財源負担を要求する場合があり、これが州政府・地方政府間の問題となっていることもある。

(3) 地方債制度

地方債の種類

地方債（州債、地方政府債）は一般財源債（General Obligation Bond）と収入引当債（Revenue Bond）に分類される。一般財源債は税収により償還され、収入引当債は施設利用料や運営収入などが償還にあてられる。

発行状況と規制

地方債は 1999 年で 2,192 億ドル新規発行されており、その発行残高をみると地方政府による発行額が全体の 61%を占める。新規発行額の内訳は、一般財源債 698 億ドル、収入引当債 1,494 億ドルとなっており、収入引当債の方が大きい。

連邦政府は地方債発行に関する規制は行っていないが、州法により、一般財源債につき、発行額、発行利率、使途などが制限されていることが多い。

なお、地方債を発行する際には、州・地方政府などの財務内容などを踏まえた格付けが行われることが一般的であり、発行された地方債は主に個人投資家やミューチャルフアンドに保有されている。

財政規律

アメリカの州・地方財政の特徴として、財政独立性の裏返しとして、州政府の財政運営に関するルール付けを行っており、また地方政府に対しても同様の規制を行っている。バーモント州を除く 49 州で均衡予算の策定が義務付けられており（義務を負うのは州）、27 州で課税・支出制限が行われている。また歳入不足などに対応するための剰余金等を基金として積み立てる制度（Rainy Day Fund 制度など）も 45 州で導入されている。

その他、アメリカでは、連邦破産法が地方政府に対して適用される。地方政府に対する連邦破産法の適用要件は（ ）自己による任意の申請であること、（ ）州法などの規定上連邦破産法による破産手続きを認めていること、（ ）支払不能状態にあることが挙げられる。

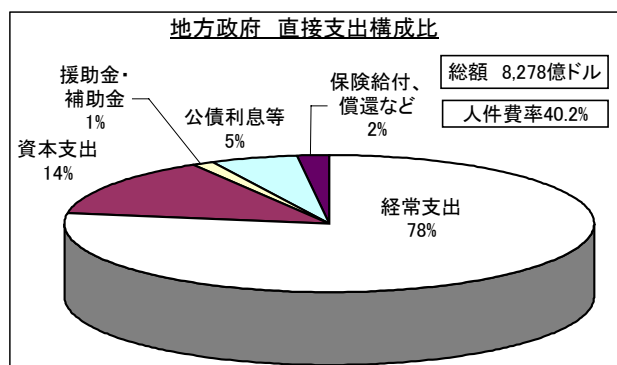
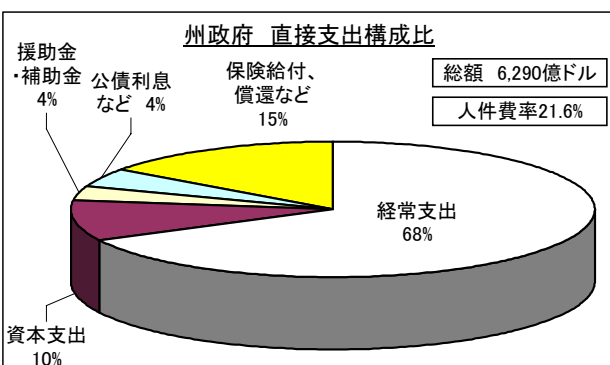
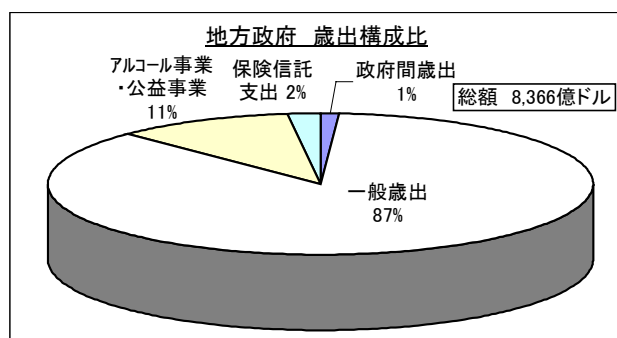
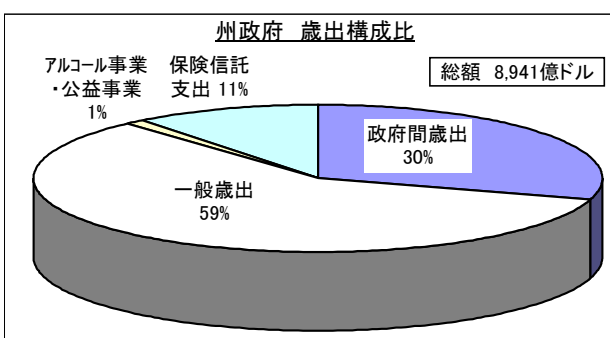
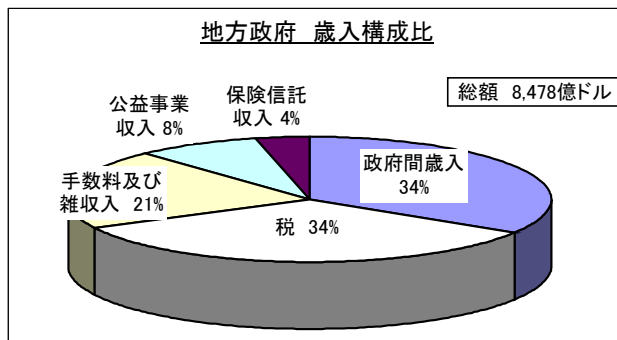
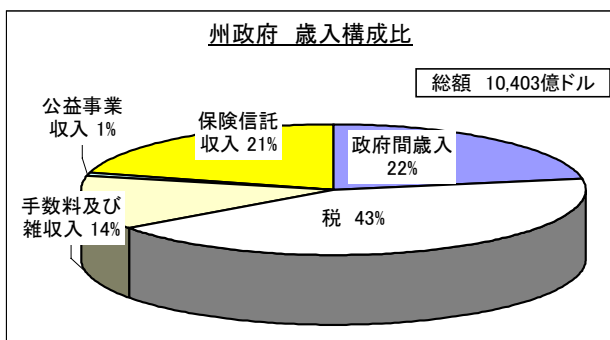
(参考1) 州政府、地方政府の行政分担

	州	カウンティ(タウンシップ含む)	ミュニシパリティ
団体数 (1997年)	50	3043 (16629)	19,372
所掌業務	一般福祉、保健・医療扶助、 高等教育、自然保護、 私企業の規制、州財務行政、 警察、道路 等	刑務所、警察、道路、消防、病院、初等・中等教育、 図書館、上下水道、公園、都市計画、環境・衛生、交通	
備考	州内の地方自治制度の規定する。	州憲法と州法の委任による事務を行う。ミュニシパリティの存在しない地域の行政サービスも行う。	州議会から憲章(Charter)を与えられ、一般的な行政サービスを行う権限を有する。

(注) 州・地方政府の所掌業務は州によって異なる。

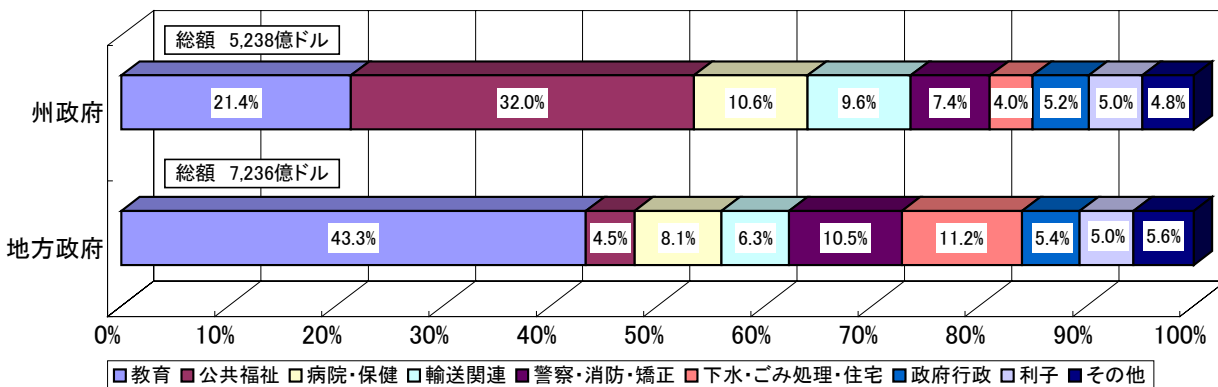
	特別区 (Special District)	学校区 (School District)
団体数 (1997年)	34,683	13,726
対象事業	特定目的の行政サービスを行うために設立され、以下の事業に関する建設・運営を行う。 上下水道、都市再開発 住宅、公園、道路、消防、港湾	学校運営を目的に設立される。 初等教育 中等教育

(参考2) 州政府、地方政府の歳入・歳出構成



(注)直接支出とは歳出から政府間歳出を除いたものである。

一般歳出の支出分野



(出典) State and Local Government Finances 1997 Census of Governments; 商務省センサス局ホームページより